

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²⁰〕法人税その45

欠損金の繰越控除について

Q．赤字が出た場合の法人税の負担を軽減する「欠損金の繰越控除」の制度概要と具体例を教えてください。

A．青色申告書を提出した事業年度において欠損金（税務上の赤字）が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金よりも損金が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます。

中小法人（注1）では、発生した欠損金を、欠損金が発生した事業年度の次の事業年度以後9年間

（注2）控除することができます（注3）。

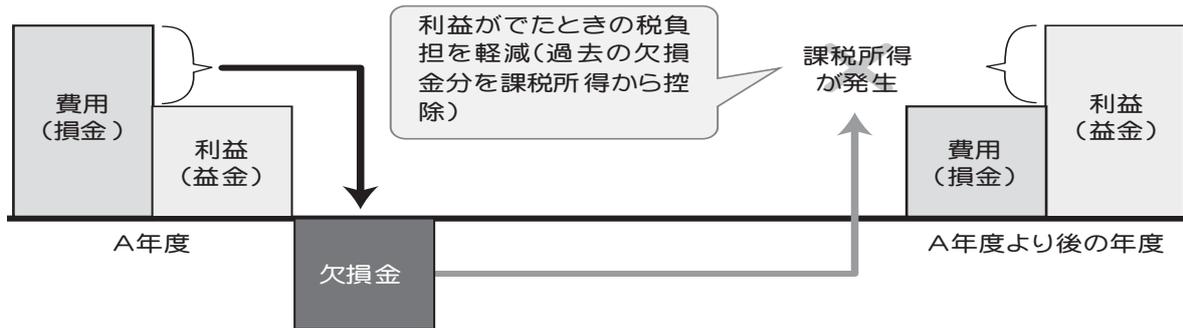
（注1）中小法人とは普通法人のうち、各事業年度終了時において、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のことをいいます。

なお、次に掲げる法人は、資本金が1億円以下であっても中小法人とはなりません。

相互会社 大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上の法人）、相互会社等の100%子会社 完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 投資法人 特定目的会社 受託法人

（注2）平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金については、繰越期間を10年に延長することとされています。

（注3）中小法人以外の法人は平成29年4月1日以後に開始する事業年度については所得の金額に55%を乗じた金額を繰り越すことができます（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については50%）。



具体例

A株式会社は、平成29年3月決算に2,000万円の欠損金が生じました。その場合の翌期以降の所得金額は次のようになります。

	欠損金控除前の所得	所得の計算	欠損金の残高など
平成30年3月	500万円	0 (欠損金2,000万円>500万円)	2,000万円-500万円=1,500万円
平成31年3月	300万円	0 (欠損金1,500万円>300万円)	1,500万円-300万円=1,200万円
平成32年3月	200万円	0 (欠損金1,200万円>200万円)	1,200万円-200万円=1,000万円
平成33年3月	800万円	0 (欠損金1,000万円>800万円)	1,000万円-800万円= 200万円
平成34年3月	100万円	0 (欠損金 200万円>100万円)	200万円-100万円= 100万円
平成35年3月	300万円	200万円 (欠損金100万円<300万円)	300万円から繰越欠損金100万円を控除して200万円が課税所得となります。

（税制委員会：小林 秀子、鶴 秀行、大池 明 グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号